

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成26年 3 月 13 日 (木曜日)

総務消防委員会

平成26年3月13日（木曜日）午前9時00分 開会

本日の委員会に付した事件

- 1 総合政策部、総務部、企画部、消防本部
第20号議案 「質疑・討論・採決」
第21号議案 「質疑・討論・採決」
第22号議案 「質疑・討論・採決」
第23号議案 「質疑・討論・採決」
第24号議案 「質疑・討論・採決」
第25号議案 「質疑・討論・採決」
第26号議案 「質疑・討論・採決」
第27号議案 「質疑・討論・採決」
第28号議案 「質疑・討論・採決」
第76号議案・第77号議案 「質疑・討論・採決」
第81号議案 「質疑・討論・採決」
第85号議案 「質疑・討論・採決」

- 2 請願の審査
平成26年請願第1号 「質疑・討論・採決」

- 3 陳情の審査
新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書に関する陳情 「討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 下江洋行 副委員長 村田康助
委員 柴田賢治郎 長田共永 丸山隆弘 加藤芳夫
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総合政策部、総務部、企画部、消防本部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 今野千加

開 会 午前9時00分

○下江洋行委員長 ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、12日の本会議において本委員会に付託されました第20号議案から第28号議案まで、第76号議案、第77号議案、第81号議案、第85号議案の13議案、及び平成26年請願第1号並びに議長から送付された陳情について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第20号議案 新城市行政改革推進計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 昨日の本会議で出たんですけども、第20号議案のまず最初に聞きたいのは、委員長の日額の9,000円にした根拠。これ昨日、浅尾委員と滝川委員が聞いてはいるんですけども、その時の答弁でいくと、市の同等な条例とか、他市の状況を判断した上でという形のような話、もう一度、その委員長の9,000円の手当の決め方について教えてくださいませんか。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 報酬日額の決めた理由につきましてですけども、この行政改革推進計画策定委員会の委員には、学識経験者を有するものとして、地方自治を専門分野として、取り組んでおられる大学教授などのほか、市内に住所を有し、優れた識見を有する方を予定しており、具体的には公認会計士あるいは税理士、弁護士、区長さんなどを想定しております。

そのうち、委員長の職務というのは、第5条第3項に規定しておりますように、会務を総理していただくこととなりますので、行政改革という、行政全般にわたる広範な内容につきまして、委員等の意見を取りまとめてい

ただき、あるいは積極的な意見提出について、促していただくなど、重要な役割を果たしていただきます。

また、この委員長の取り回しによりまして、効率的に委員会を会議を開催していただくということで、そのためには事前の事務局との打ち合わせ、あるいは会議終了後におきましても、次に向けた打ち合わせ等、委員長につきましては他の委員に比ばまして、時間的にも内容的にもご負担をかけることとなります。

そうしたことから、委員長と委員とは、別の日額のほうを設定はさせていただくということで、一般の委員につきましては、通常本市のほうの各種委員会で定めております7,500円。そして、委員長につきましては、産業廃棄物等対策委員会委員のように、ある程度専門的な知識等を活用していただいたり、そうした大変な取り組みをしていただくということで、そうした報酬を参考に9,000円というふうにしたものであります。

以上です。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁、昨日とそう変わりはないんですけども、私が思うには、それほど、重要といえば重要ですけども、確かに第5条の3項、会務もそうです。これは、どんな委員会でも一緒だと思うし、大学の教授や弁護士だとか、税理士さんといえども、行政全般にわたることだからということですけど、ほかの市のこの非常勤特別職の費用弁償のところを見ると、それぞれ専門的な職のところでも8,500円が委員長として、委員が7,500円というのが多いわけであって、情報公開については、委員が日額9,000円になっているんですけど、私としては、なぜその9,000円というのは、根拠がいまいち、産業廃棄物対策委員会は、委員も9,000円ですよ。これ本当にその専門職というのか、そういうことだろうと思うんですけども、幅広

い行政というか、一般行政に関する事で、なぜ9,000円にするという根拠が、いまいち理由が、まだよくつかめてないんですけど、今の説明でも理解ができないんですけども。

昨日、他市のほうも、この行政改革推進委員の委員長というのは、他市というか豊橋市、豊川市ですから、当然日額というか、それも委員の手当も大きいだろうと思うんですけど、ただそれだけで9,000円というのも、何となく納得いかないんですけども、もう少しないかな。根拠もないということですかね。すみません、その根拠。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 確かに本市の他の委員会におきまして、委員長報酬を8,500円、その他の委員につきましては7,500円という報酬をとっている委員会もございますけれども、そうした委員会の委員長の役割に比べて、本委員会の委員長のほうが行政全般ということで、かなり広範囲のことにつきましての事前準備等があるというふうに考えております。そうしたことから、ほかの委員会の委員長に比べると大変な業務をこなしていただくというふうに判断して、9,000円というふうに設定させていただいております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 事前準備というのは、どのような、ほかの、例えば選挙も固定も公平委員もいろいろな委員長はそれぞれ同じような職務はあると思うんですよね、事前の。それだけで決めるのは、何となく9,000円にするという根拠が薄いなと思うんですけど、仕方ないかなと思うんですけども、ただちょっとほかの、いいですか続けて、申しわけない、わかりました。

今回、委員会の委員は5人以内という第3条によって5人以内という組織ですることになっているんですけども、この5人以内の昨日の質疑の中でも出たのが、会計士、弁護士とかそういう、ちょっとほかのほうでも出て

くるんですけど、大体同じようなメンバーが出てきそうな感じがするんですけども、これは、例えば弁護士ということになると、市の顧問弁護士をあてがうのか、全く新たなそういうすぐれた識見を要している弁護士とか、会計士さんも同じようなメンバーが顔出すというのは、僕は、やっぱりある程度、委員会ごとにとというか、それぞれ専門的な立場でというと、例えばすぐれた会計士さんでも市内にはたくさんおりますので、今までこちらの委員会にしては、こういう会計士さんなら、次は今度のこの行政改革に関するところは、別の会計士さんを雇うとか、考えとかその今後のその選考の過程の中で、どのようなその、そういう方、識見を要する者を考えているのか教えてください。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事。

○滝川昭彦総合政策部参事 委員のおっしゃられるのは、いろいろな方の知恵をかりたほうがいいんじゃないかというような、そうしたご提案かと思います。

もちろん、私どものほうでも、この公認会計士、弁護士あるいは区長などをお願いしようという考えというのは、やはり行政的な発想ばかりではなくて、経営的な観点から公認会計士、あるいはコンプライアンスとか説明責任といったものが、今すぐ求められますので、そうした観点から弁護士とか、あるいは市民を代表して私的な関心とかあるいは利害とか、そういったことには捉われずに、公的な発言をしていただけるような方ということで、区長などをお願いしたいと思っているんですけども、そうした中で全ての方それぞれを存じ上げているわけではないものですから、いろいろなところの情報を入れながら、広範囲にその人選については、考えていきたいとは思っております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、市のいろいろな行政の精通した方となると、当然、同じ

ようなメンバーが、また次の委員会の組織でも同じような形で識見を要するとなると、上がってくる可能性が非常に、私としては大きいと思うんですね。

だから、例えば、区長会長がこちらの委員、こちらの委員、この委員といろいろなものを兼職するというか兼ねていくというか、それが本当に新城市をよくしていく、委員会として組織の中でいいのかなという気がするんですね。

だから、そこらについても、その例えば今区長会長という名前が出たけど、当然これは市の区長会長というそういう立場であるけども、ああいうところに所属しているということは、決して市の発展につながっていくとは限らないような。あと、例えば区長会が今回、副会長、それとか弁護士さんだったら、A弁護士だったらB弁護士といたり、そういうふうには多少こう色合いを変えていかないと、市の思うどおりというのかな、そのように進んでいく方になっていくような気がするわけですけども、ちょっと続けていきます。

すみません、もう1点ですけども、そうしますと昨日の答弁の中でも、この委員会のいろいろなものをつくっていくという作業していく中で、素案はもう市がほとんどつくと、それを委員の皆さんが審査するというのか、書類についてのやっていくということで、たたき台は市がつくるという形ですので、一つのルールに乗っかっていくような形になってくることになる、その5人の委員が適切な判断ができない、ちゃんとした判断ができないというか、いう形にもなりかねない、そのためにも私は人選というのは、一番大事ではないかなと思うのですが、今後どういう形でこの5名以内というのは、5名人選するとは限らないということもあり得るだろうし、5名を人選するかもしれませんが、ぜひ、その5名の組織になる人選をしっかりと市民が納得できるような人選をして

いただきたいと思い、希望でも要望でもございます。

○下江洋行委員長 滝川総合政策部参事

○滝川昭彦総合政策部参事 先ほど、加藤委員さんからおっしゃられた、区長会長さんというふうにおっしゃられましたけれども、こちらのほうは、区長会長として限定せずに、区長さんの中からというようなことで思っておりますので、すみませんがよろしく願いいたします。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第20号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第21号議案 新城市事務分掌条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第21号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第22号議案 新城市災害派遣手当等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第22号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第23号議案 新城市職員の修学部分休業に関する条例及び新城市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第23号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第24号議案 新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第25号議案 新城市市民自治会議条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 第25号議案のほうですけども、第3条中の10人を15人に改める。5名増員して、これも昨日、本会議で浅尾議員と滝川議員と質問していたんですけども、いまいち私も5名増員する理由が乏しいというか、疑問に感じておりますので、もう一度ご説明というかお願いいたします。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 昨日、ご答弁申し上げましたが、あらゆる世代が参加する組織が望ましいということでございまして、

委員は公募によっております。現在の市民自治会議の委員が40歳以上の年齢構成となっておりますので、この幅広い意見、特に若者の意見、バランスのよい組織、構成とするために、このたび15名ということで、5名の増員をするものでございます。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、新たな年齢層というのが、その5名分というのか、5名は30歳以下の公募という形になるわけですね。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 30代以下ということで考えております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 30代以下、要するに40歳以上ですので、39歳以下から、選挙権を有するということか学生も含めて、下は何歳までですか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 10代も考えております。義務教育終了というか、そこまで応募があるかどうかわかりませんが、10代の方も入っていただきたいというふうに、30代以下ということで、公募のほうをかけたかと思っております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、中学校卒業、15歳、16歳から39歳の中で5名。非常に狭き門みたいになるような感じがするんですね。現実問題として、15歳から20歳くらいの方で、選挙権を有しない方で、果たして手を挙げる方いるかどうかというのは心配ですけども、公募ということになると、あくまでも何かで広報して、それを見て自然に応募してくるというのが、普通の応募なんですけども、私はなかなかそうすると、どこかの年齢層に偏ってくる、どっかの思いの強い人たちに固まってしまうんじゃないかということも考えられるんですね。

だから、今、先ほど説明聞いて幅広く、いろいろな分野からという形になると、例えば、10代は1人、20代で1人とか、25歳から30代で1人とか、そういうふうには30歳か40歳に固まってしまうのではなくて、最低16歳から39歳の中でうまくいくような方法も取れるのではないかなと思うんですが、その辺の考えはありますか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 そのようなバランスが一番いいと思っております。

しかし、公募ということになりまして、その公募の結果に基づいて、バランスのよい委員ということが一番望ましいものですから、初めから、非常に限定をしたというのは難しいのかなというふうに思っております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと引き続き申し上げます。私が思うのは、5名増員するのはちょっと多いかなと思っているんですけども、そういう若者を、今回、市長が、あくまでも若者の意見ということ吸い上げたいということで、5名増員するのはいたし方ないなと思うんですけども、ただ偏っているのは私はまずいと思うし、だから、最初からある程度、年代ごとの募集というのかな、そういうほうがいいのかと思うんですけども、ただどうしても物好きというのか、今までの委員の公募を見ると、かなり多種多彩にだあっと申し込んで当選してこうやっている方も中には見受けられる。

それは、それで果たして本当に若者政策会議とか、その自治会議のほうのメンバーとしてふさわしいかどうかという、その辺から見ると、例えばですけども30代から40代がぼんと10人も20人も集ったときに、思ったその15歳から20代とか25歳とかそういうことがないという形になっても、それはいたし方ないということで、あくまでも今回は5名の中に、その年代はもうどうだろうが、手を挙げた人

の中から抽選、多ければ当然抽選かどうなるか選考するに決まっているんですけども、とりあえず今回のスタートというのは、その形のいい年代層の段階を踏んだ役割じゃなくても、自然の公募で行かざるを得ないというふうに踏んでいるわけですよ。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 そのとおりでございます。ただ、ご案内ではあらゆる世代、バランスのよいということで、ご案内申し上げながら、幅広い世代から応募があるような募集をしたいというふうに思っております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第25号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第26号議案 新城市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第26号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第27号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第27号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第28号議案 新城市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第28号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○下江洋行委員長 第76号議案 市有財産の無償譲渡及び第77号議案 市有財産の無償譲渡の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第76号議案、第77号議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○下江洋行委員長 第81号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第81号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○下江洋行委員長 第85号議案 新城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと参考に教えていただきたいんですけども、この消防団、本当にご苦労かけておりますので、この退職金制度いいんですけども、今年度辞められる方というのは、経験年数によって違うんですけども、皆さん3月31日退団という形なんですかね。4月1日退団というのではないんですか。そういうふうにはできないのかどうか。

この制度に乗っかかれば4月1日に退職とすれば、この制度に乗っかかれるわけです。

○下江洋行委員長 熊谷消防総務課長。

○熊谷和志消防総務課長 今の加藤委員の説明ですけど、今のところ、この効力は26年3月31日に辞めた者については、従来のとおりということで、もちろん、4月1日に辞める団員は、この新しくしました、支給されるということですけど、今のところは想定はしてませんが、以前にも4月1日とか4月当初に、例えば転勤になったりだとか、自己都合で退団ということがありますが、以前にもそういった4月5月で、急に退団というのはあまりいませんでした。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 参考に聞きたいんですけど、消防団の退職というのは、あれは自主というか、自分でこう自主退職というのか申し出に

よる、だから、例えばの話ですけど、4月1日に退職したいという申し出ができれば、それは受理されるんですか。

○下江洋行委員長 熊谷消防総務課長。

○熊谷和志消防総務課長 それにつきましても、受理せざるを得ないと思いますので、その場合には一度申告、どういった理由かというところも精査させていただいて、引き続きやれるものであれば、そちらを休職扱いとかいう形で、残させていただく方法もありますので、できるだけ団員確保には努めていくということにしております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第85号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午前9時32分

再 開 午前9時36分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き請願の審査を行います。

藤堂三男氏ほか97名から提出された平成26年請願第1号「特定秘密の保護に関する法律の廃止又は抜本的改正を求める意見書提出の求める請願書」を議題とします。

本日は、参考人として長谷川喜一さん、また参考人の補助員として原田さん、平沢さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言ごあいさつを申し上げます。

○下江洋行委員長 本日は、お忙しい中にもかかわらず総務消防委員会の請願審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べ下さるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から請願に関しての説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

それでは、長谷川さんよろしく申し上げます。

○長谷川喜一参考人 おはようございます。

先に意見書提出させていただきました。あえてこの文面をすべて読む必要がありますか。

○下江洋行委員長 説明に必要であれば、読んでいただきたいと思います。

○長谷川喜一参考人 わかりました。

私が、この請願書を出した大きなポイントを幾つか申し上げて、説明に変えさせていただきます。

一つは、この法案があまりにも成立を急ぎすぎたのではないかというふうに感じています。11月26日に国会に上程され、12月6日には、6日の本会議も採決されているわけですね。これが、非常に重要な法案にも関わらず、非常に急いで決めてしまったというふうに感じています。

二つ目には、私たちの請願書の中にも、文章の中にも書いてありますが、毎日新聞のデータですと、82.3%の人が修正ないし廃止を求めている世論がつくられているというふうに考えているんです。

三つ目には、私たち国民には知る権利と

というのが、本来あると思うんですよね。知る権利というのは、そんな固いことじゃなくて、どうしてかとか、なぜなのかなというような単純なこの好奇心に基づく知る権利というものもあると思うんですよね。それが、これによって著しく防がれるものになるのではないかという危機感をもっています。

すでに、この特定秘密法案をつくらなくても、現行法が三つあるわけですよね。

だから、あえて罰則を強化するような法案は本当に必要なのかどうかを私は疑問に思っています。

四つ目には、報道の自由に対して危惧をします。多分これは私たちは、新聞とかニュースとかを通じていろいろな報道を知るわけですが、新聞記者の方が一番大変じゃないのかなというふうなことを思っています。

五つ目には、安倍総理がこれは国会で話されているんですが、日本版NSC、国家安全保障会議、これ4人の閣僚で決めていくということなんです、国家・外交・防衛をその4人で決めていくということで、議会のその日本の方針について、どこまで関与できるかというのは、非常にまだわかってないんじゃないかというふうに思っています。これとリンクするというのを国会で述べていますので、これも一つの注目とする点ではないだろうかというふうに思います。

6点目、秘密の指定が、最高60年に書いてあるんですが、最高60年でも、しかも例外規定がありまして、暗号などは対象外とするということですので、ますます不透明で出てこなくなるんじゃないかというふうに思っています。

以上、簡単に言いました六つくらいです。以上です。

○下江洋行委員長 ありがとうございます。

以上で平成26年請願第1号に対する参考人からの説明・意見がおわりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから発言してください。

また、委員に対しては、質疑をすることができませんので、ご了承願います。

それでは質疑はありますか。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 せっかく来ていただきまして、ありがとうございます。

改めて確認させてください。

請願の趣旨で廃止又は抜本的な改正と、廃止と抜本的改正というのは、廃止のほうがいいのか、もうこれはやめろということなのか。抜本的改正になると、この法案を生かしながら改正してほしいという、少し意味合いが違うと思うんですが、その点どちらがいいのかということ。長谷川さん個人的な見解で結構です。

○下江洋行委員長 長谷川さん。

○長谷川喜一参考人 廃止か抜本的改正か、どちらかを選べということですか。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 両方出ているので。廃止というのは、もうこれも廃止にしてくださいという。抜本的改正でというのは、それを現行のこの法を生かしながら、ある程度条文等の変更という形になるんですけど、この請願の趣旨の書いてあることが、その点の確認でいいです。

○下江洋行委員長 長谷川さん。

○長谷川喜一参考人 私の理解は、抜本的改正というふうなことを言葉の意味は、この今出ている秘密保護法案を生かしてというふうには理解していません。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 あと、報道の自由というふうに言われたんですが、報道機関これ条文で現行どおり、対象外となっているはずなんです、どこに危惧が特にあるかという点を教えてください。

○下江洋行委員長 長谷川さん。

○長谷川喜一参考人 まず、記者というのは当然、これは国家公務員に対して罰則規定が出てくるわけですが、あるいは、それに秘密に関する取り扱いをする国民というのか従業員というのか会社員というんですけどね。それも、的確性を判断して、秘密を扱えるかどうかと決めるそうなんですけど、当然、報道の自由で記者は、いろんな方に取材をするわけですが、取材をする時にそういう秘密に携わる人たちが、非常に萎縮するんじゃないかというふうに思っています。その点を申し上げているわけです。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 同じことなんですけど、現行法と何ら変わってないわけですよ、これ多分。現行法においても。報道の自由と今回の特定秘密保護法案でも、新聞記者の報道の自由というのは、同じ条文で担保されているんですけど、それでどうして何ら変わっていないのに萎縮するのかというところが。

説明させていただくと、この法律の解釈適用等で、出版または報道の業務に従事するものの取材行為については、もっぱら公益をはかる目的かつ法令違反、または著しく不当な方法になるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とすると、きちんと解釈定義もあるんですけど、あんまり変わっていないはずなんですけど。

○下江洋行委員長 長谷川さん。

○長谷川喜一参考人 そそこが、国民全体あるいは、その情報に携わる人たちに萎縮効果というのが出てくるんじゃないでしょうか。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありますか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 ここで、特定秘密保護法について国会の審議等と書いてありますが、国政で決めたことにおいて、今後、国政に対する訴えというのは、どのようにしていくように思われているのでしょうか。

もしくは、この新城市議会に対する訴え

のみで終わるのでしょうか。

○下江洋行委員長 長谷川さん。

○長谷川喜一参考人 もう一回、誰がということをおっしゃって、私ですか。

○下江洋行委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 皆さんが。

○下江洋行委員長 長谷川さん。

○長谷川喜一参考人 この請願署名を使ったというのか、やろうとしたこの趣旨だけちょっと説明しますが、私は9条の会というのをつくっているんですけど、その9条の会が組織を持って、この特定秘密法案の請願を出したなら、会ですから、当然、会として議論して、今後どうするかと、これが採決されたとか、否決されたという議論になるんですけど、もとのこのつくりが、藤堂さんというまちのお医者さんが、一人が、この特定秘密保護法案について陳情していこうという話で、一人が呼び掛けてそのそれに賛同人という形で、ぼくは98名だと思うんですけど、97名とおっしゃいましたけど、それぞれ呼び掛けたから、責任主体というのは、ある意味では陳情からいうと一人、代表者藤堂三男氏というふうになるんですけど、従ってこれはこの限りで終わって、今後この会議は別に請願の目的のために、一人が賛同者を呼び掛けてつくったものですから、そういう検討してないもんですから、私がここで答えることはできません。わからないということしか申し上げることができないです。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 すみません、最後に1点だけ確認させてください。

これ新聞社等のアンケート結果で、国民の云々でパーセンテージを言っているんですけど、ほかのネット上のアンケートだと真逆の結果も出ているというアンケートもあるというのは、ご理解されているのかどうか。お願いします。

○下江洋行委員長 長谷川さん。

○長谷川喜一参考人 私は見たことないです。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 確認させていただきます。
本会議上の中で、請願代表者、多分議員の方から説明をいただく中で、十分な質疑に対するこの答弁の中で、ちょっと理解するのに非常に苦しんだ経緯が私自身ありました。

それで、今回流れ全体を昨年末において、先ほどご説明いただいたような国会の動きというのは、十分認識をしております。拙速だというそういう動きですね。それに対して、結果的に流れる的には、国会の中の責任において成立をしていったという経緯が、まず1個ありますよね。

これは、私自身も事実経過として認識しないといかんのかなとこう思いまして、いろいろ先ほどの委員のほうからもお話がありました全国の世論調査等々もちょっと見ながら、ホームページも見たんですけれども、いろんな見解があるということは事実でありますし、それに基づいて、私たちこの新城市議会がどう動いていくかという、そんなふうになっていくと思うんですけれども、今、請願の皆様方からお話を聞く中で、確認をしていかなければいけないのかなという問題もいくつかちょっと私自身感想で思っておりますので、今後のこの活動といいますか、世論の動きというものをもう一つ見ていかなきゃいかんのかなという認識は持っておりますけれども、ご意見で結構です。ちょっと感想で私自身思ったものですからすみません。意見だけ。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。
この際、しばらく休憩します。

〔参考人退室〕

休 憩 午前9時51分

再 開 午前10時00分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 それでは、特定秘密の保護に関する法律の廃止又は抜本的改正を求める意見書提出を求める請願について、不採択の立場で討論させていただきます。

国が国家、そして国民の安全保障のため、秘匿にする情報があるということは、万民が理解するところであり、事実、本陳情紹介議員もそのことは理解されており、請願提出時における本会議においても、秘匿にする情報はあると明言されています。

つまり、特定秘密保護法は、現行法における国家公務員法や自衛隊法から明確に4点の特定秘密を指定し、法整備するだけのものであり、法整備された上で変わった点をあげるとすれば、漏洩者の罰則が懲役10年と重くなることに過ぎず、これに関しては、漏洩者の罰則といっても、故意による漏洩というものであり、特定機密保護法によって国民の知る権利や表現の自由を阻害するわけではなく、ましてや国民の基本的な人権を不当に侵害するものではないといった点から、本請願については、不採択の立場とさせていただきます。

なお、本会議において詳細に不採択討論を述べるつもりでありますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

反対の討論がありましたので、起立により採決します。

平成26年請願第1号を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○下江洋行委員長 起立なしと認めます。

よって、平成26年請願第1号は不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情の審査を行います。

新城市新聞販売店会 代表 松井秀郎氏から提出された「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書に関する陳情」を議題とします。

自由討議に入ります。

意見のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 それでは、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書に関する陳情を趣旨採択が適当という立場で意見を述べさせていただきます。

陳情にある新聞の公共性及び文化の維持と民主主義を支える社会基盤であるという趣旨は、誰もが認めるところであり、新聞という情報基盤が等しく、安価に国民に提供する環境維持することも必要ではあります。

しかしながら、消費税の軽減税率に関しては、新聞に限らず生活必需品など、国民生活に直結した多くの品目を対象に考えなければならないことも事実です。既に、市、商工会、法人会においても、国に対し消費税増税に関しては、制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要性を訴えているのが現状であり、特定団体だけでなく、各種団体と歩調を合わせながら、消費税増税を真に国民のための制度にすることを要望することが肝要か

と考えます。

そうした事情を鑑み、本陳情を趣旨採択とする討論とさせていただきます。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

これより採決します。趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○下江洋行委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前10時05分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行